

(別紙 1)

社会福祉法人指導監査結果

1 指導監査実施法人 社会福祉法人カラフル

2 指導監査実施年月日 令和 6 年 9 月 1 7 日 (火)

3 文書指摘事項

区 分	指摘事項	前回監査時 文書指摘事 項
I－3 (2) 評議員会の招 集・運営 I－6 (1) 審議状況	評議員会の決議には、その決議について特別の利害関係を有する評議員が加わることができないため、決議を行う前に当該対象者の有無を確認する必要があるが、貴法人の議事録において確認を行った記録が無かった。 今後は決議前に特別の利害関係を有する評議員の有無を確認し、議事録に記録すること。 なお、特別な利害関係者の確認は、理事会においても同様に行う必要があることに留意すること。 <u>根拠法令等</u> 社会福祉法第 4 5 条の 9 第 8 項、第 4 5 条の 1 4 第 5 項	
Ⅲ－4 (4) その他	登記事項について、変更が生じた場合、資産の総額については、会計年度終了 3 カ月以内に変更登記することとされているが、令和 5 年度の資産の総額の変更登記がなされていなかった。 今後は期限を遵守し、適切に変更登記を行うこと。 <u>根拠法令等</u> 社会福祉法第 2 9 条 組合等登記令第 3 条	